

一般財団法人日本ジャンプロープ連合

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本ジャンプロープ連合（以下、JJRU という。）の組織運営、各事業の推進等に関わる全ての関係者が、JJRU の社会的使命と役割を自覚し、「JJRU 及び加盟団体（支部等）における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、JJRU に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、評議員、役員、顧問等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに JJRU に会員登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第4章に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第6章に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 委員会委員及び顧問等とは定款第50条に規定する委員会職員及び顧問等をいう。
- (4) 会員登録等を行っている者とは定款第8章に規定する会員をいう。
- (5) 職員とは定款第51条に規定する事務局長及び事務局職員をいう。

(基本的責務)

第3条 本会の役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び会員登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 役職員等及び会員登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役職員等及び会員登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び会員登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、一般財団法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5. 役職員等及び会員登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、JJRU 及び加盟団体（支部等）の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び会員登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

（違反による処分等）

第 5 条 役職員等及び会員登録者等が、第 4 条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び会員登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- （1）評議員及び役員の解任については、コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、定款第 14 条及び第 31 条に基づき取り扱うものとする。
- （2）顧問等及び委員会委員の解任については、コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- （3）職員の処分は、JJRU 職員服務規程に基づき取り扱うものとする。
ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- （4）会員登録者等については、会員規約に基づき取り扱うものとする。

（通報の義務）

第 6 条 役職員等及び会員登録者等が、第 3 条及び第 4 条に該当する違反行為を受けたとき、見たとき、知ったときは、その者が JJRU 倫理通報窓口に通報しなければならない。通報義務に違反した場合は、第 5 条に従い処分をするものとする。

（スポーツ紛争等の仲裁）

第 7 条 競技者及びサポートスタッフ等が、JJRU の決定事項等に不服があり、双方協議での解決ができない場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則にて解決するものとする。

（改廃）

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（その他）

第 9 条 JJRU 加盟団体（支部等）が組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは JJRU 加盟団体（支部等）として不相当と認められるときの処分については、本会加盟団体規約（支部規約）に定める。

附 則

- （1）本規程は、一般財団法人日本ジャンプロープ連合の第 1 回理事会（令和 3 年 5 月 28 日）及び第 1 回評議員会（令和 3 年 6 月 21 日）承認済み。
2021 年(令和 3 年) 6 月 21 日より施行する。